

岡部克哉君博士学位請求論文審査報告

岡部克哉君により提出された博士学位請求論文「第一次世界大戦前の日露協調」は、日露戦争後から第一次世界大戦勃発前までの例外的に協調関係にあったとされる日露関係に関して、協約の成立過程や関係の実態を、主に日露の各種資料を用いて解明した研究である。本論文は、序論、本編六章、結論および文献目録を合わせて 352 頁からなる。その多くについては、岡部君が『スラヴ研究』『日本歴史』『ロシア史研究』『法学政治学論究』などの内外の査読誌に発表した論文を土台にしている。なお、本論文の審査にあたって、審査員と岡部君との間でコメントや疑問点に関して意見交換が行われたことを付言しておく。

論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序論

第1部 “消極的”協調の成立と協調の“積極化”

第1章 “消極的”協調としての第一次日露協約

第1節 ロシアの外交政策と対日政策

第2節 ポーツマス講和条約の不安定性

第3節 第一次日露協約交渉の開始

第4節 第一次日露協約の成立

おわりに

第2章 ロシア軍部の対日警戒感:国家防衛評議会を中心に

第1節 国家防衛評議会

第2節 軍事環境の変化

第3節 ウンテルベルゲルの日本認識

第4節 対日防衛の検討

第5節 対日警戒感の高まり

第6節 作戦計画の策定と破綻

第7節 軍部からみた外交

おわりに

第3章 第二次日露協約締結と日露協調の“積極化”

第1節 ロシアにおける対日警戒感の継続

第2節 満州中立化計画と対日協調路線の再確認

第3節 日本による対露提携の動き

第4節 第二次日露協約の成立

おわりに

第2部 日露協調の実像

第4章 辛亥革命前の“積極的”協調

第1節 満州中立化提案への対応

第2節 露清関係の悪化と日露交渉

おわりに

第5章 辛亥革命勃発後の満州・モンゴル問題

第1節 辛亥革命勃発直後の満州問題

第2節 日本の干渉と日露協調

第3節 満州出兵問題をめぐる日露関係

第4節 サゾノフの対満州政策とその失敗

第5節 桂太郎の訪露

第6節 第三次日露協約の締結

第7節 “積極的”協調の機能不全

第8節 相互不信の再燃

おわりに

第6章 旧四国借款団問題をめぐる“積極的”協調

第1節 幣制改革借款問題をめぐる不協和

第2節 借款契約第16条をめぐる協力と差異

第3節 幣制改革借款問題の後景化と改革借款問題の浮上

第4節 改革借款共同参加の裏側

第5節 六国借款団規約交渉における協力

おわりに

結論

文献目録

内容の紹介

本論文は、1907 年の第一次日露協約成立から第一次世界大戦勃発までの日露の協調関係の特徴や性格を分析したものである。この日露協調には、利害調整や紛争防止、緊張緩和などに関連した“消極的”側面、つまり潜在的な対立とその調整に関する側面と、協力や提携といった“積極的”側面、つまり利害の一致とその一致に基づく共同行動に関する側面があるという理解を前提としている。序論では、この両側面の説明と、日本およびロシアの先行研究で、この時期の日露の協調関係がどのように解釈されてきたのかが、先行研究間での評価の違いも含めて確認される。そのうえで、本論文では、これまで十分に利用されてこなかった一次資料も利用しつつ、この時期の日露協調の再評価を試みとする。

第 1 部では、日露協調の成立を第一次及び第二次日露協約という形式面を通して検討される。まず第 1 章では、第一次日露協約の成立過程を扱っている。ポーツマス講和条約締結後の日露関係は依然不安定なものであり、講和条約に基づく戦後処理交渉がそうした不安定さを露呈させることになっていた。1906 年末から 1907 年初めにかけて、戦後処理交渉の難航と日本に対する軍事的警戒感の高まりの結果、対内的・対外的立て直しを必要としていたロシアは対日関係安定化策として政治的協約を提案するに至った。ロシアの提案に対する日本の政策決定者たちの反応は必ずしも一様ではなかったが、対露関係の正常化が必要であるという認識は概ね共有されており、さらなる日露衝突の回避を主目的とした“消極的”な協調としての第一次日露協約が締結されることになった。また、戦後処理交渉及び第一次日露協約交渉において、関係改善の潜在的だが、重大な障害として浮かび上がっていたのが“門戸開放”原則だった。対英関係を重視する日本にとって、第二次日英同盟の目的の 1 つである、清における“門戸開放”原則擁護とあからさまに矛盾しかねない立場をとることは不可能だったが、対するロシアは、ポーツマス講和条約において“門戸開放”原則に反する権益の放棄を宣言しつつも、具体的な交渉では自国の権益をこの原則の例

外とすることを目指した。第一次日露協約をめぐる交渉では、これは外モンゴルへの“門戸開放”原則適用を明記するか否かという問題として表出し、協約自体は成立したものの、両国の姿勢の違いは解消されないまま残された、という。

第 2 章では、第一次日露協約締結前後のロシア軍部の対日警戒感を検討することで、ロシア軍人の脅威認識と日露協調に対する姿勢が明らかにされる。ロシア軍部の対日警戒感の根底にあったのは、日露戦争が、中東鉄道遮断の可能性をはじめとして極東領土の防衛能力に深刻な打撃を与えたという認識であった。極東領土の軍事的脆弱性は中長期的には克服可能なものとみなされていたが、このような状況は、ロシア側を安心させるどころか、むしろ、日本による予防戦争や先制攻撃の誘因となるとの見方につながった。加えて、日本国内の軍備拡張を求める動きも一因となり、両国間の「セキュリティ・ジレンマ」も解消されていなかった。軍事的にみれば、第一次日露協約は日本政府に当面の間ロシアを攻撃する意図がないことを意味していたといえる。しかし、それはロシア極東領土の防衛体制の不備という能力面の問題の解決するものではなかった。それゆえに、外務省の努力が日本との協定締結という結果をもたらそうとも、あるいはロシアの対外政策の重心が西方にあるとの見方がほとんど共通認識となろうとも、軍部は日本の軍事的脅威に無関心ではいられなかった。軍事的観点からすれば、問題は外交関係の改善あるいは悪化という一時的な状況変化にあるのではなく、またロシアにとってヨーロッパが重要であるという前提も東アジアの軍事的状況を変えるものではなく、ロシアは東西二正面戦争の可能性を警戒し続けなければならなかった。

第 3 章では、第二次日露協約の成立過程を検討し、この協約によって日露協調が“消極的”側面を維持しつつ、“積極的”側面も有するようになったことが示される。1908 年から 1909 年にかけて、ロシア側では対日警戒感が再燃していた一方で、日本側では、満州権益の維持や拡大のためにはロシアとの協力を模索するべきであるとの機運が生まれていた。アメリカによる満州中立化提案は、そのような隔たりを第二次日露協約という形で調整する機会を与えることになった。しかし、この協約をアメリカへの対抗策という観点からのみみることはできない。ロシアが協約締結に向かった背景には、日本との対立を避けたいという意図が強く働いており、日本側にも満州における勢力範囲確定を今後ロシアが再び南下を始める可能性に備えるためのものとみなす発想があった。それと同時に交渉当事者たちの間では、すでに将来における満州分割の可能性も意識されており、ロシア側では清を対象とした日露共同歩調の実現も期待されていたのである。もともと、協力の具体的内容は条文には含まれておらず、将来の交渉次第だった。

第 2 部では、第二次日露協約成立後の日露協調を、具体的な運用という実態面から検討してい

る。

第4章では、辛亥革命勃発前の“積極的”協調の例として、満州中立化提案への対応及び露清関係悪化に関連した日露交渉が扱われる。まず満州中立化計画の中心にあった鉄道の国際管理化に対する反対をめぐっては、日露の提携は十分に機能した。しかし、日本側の理解では、この提携はあくまで“門戸開放”原則擁護に矛盾しない形で行われたものだった。その後、交渉の焦点が錦愛鉄道権益というより従来の問題へと移ると、日露の提携は動揺をみせることになる。ロシアはあくまで計画に抵抗する姿勢をみせたが、日本は計画への原則的賛成と参加を表明し、“門戸開放”原則を重視する方針をとったのである。もっとも、錦愛鉄道敷設計画への態度の違いは、日本の方が権益に関する主張の対外的正当性をより重視していたことに由来するに過ぎないともいえる。これに対して、日露両国の利害が直接的に対立することとなったのが対清政策全般に関する問題だった。清の利権回収の動きに警戒を強めていたロシアは、清に対して強硬姿勢をとるために日本との提携を利用しようとしたが、日本はむしろ親善政策によって清における影響力を確保することを望んでいた。日本の対清方針とロシアのそれは真っ向から対立していたのである。日本は軍事的危機を避けるためにある程度までロシアと協力する姿勢をみせたものの、対清強硬方針は受け入れず、ロシアが求めた満州における軍備制限を拒否した。このように、“積極的”協調の最初の成果は精彩を欠いたものだったが、両国とも依然として“消極的”協調を必要としており、加えて対清政策での提携についても長期的には立場を接近させることが可能だという期待感が存在していた。

第5章では、辛亥革命勃発後の日露協調を主に満州・モンゴル問題に焦点を当てつつ検討された。“積極的”協調の実現の程度という観点からすれば、辛亥革命をめぐる日露の提携は限定的なものにとどまった。辛亥革命勃発直後から翌1912年はじめにかけて、日露両国は様々な動きをみせていたとはいえ、政府レベルでは、満州の現状変更を積極的には追求しないという態度で一致していた。しかし1912年1月末、サゾノフの主導により、ロシアが、清の弱体化と対日協調を利用しつつ、外交的手段を通して満州での地位強化を目指す方向へ舵をきると、日本とロシアの立場は乖離し始めた。清・中国本部〔原文ママ。この表現の問題点に関しては評価欄で後述〕での勢力拡大を追求するという方針に従っていた日本は、ロシアの動きに同調しなかったのである。ただしそのようななかでも、両国は第三次日露協約を成立させている。これによって日本とロシアは、満州西部及び内モンゴルでのそれぞれの勢力範囲を相互承認することになった。もっとも、第三次日露協約は、第二次日露協約の対象範囲を地理的に拡大したものに過ぎず、それゆえ第二次日露協約と同様に“消極的”側面も有していた。その観点から焦点となったのは満州ではなく、モンゴル

だった。第一次日露協約によってすでに日本から外モンゴルにおける地位の承認を受けていたロシアは、モンゴルの独立運動を利用することで、モンゴルでの立場を強化しようとした。モンゴルをめぐるロシアと中国が対立を深めていく一方、対華融和姿勢を維持し続けていた日本は、ロシアの南下への対抗策という形をとりつつ、満蒙五鉄道契約を中国との間に成立させた。こうした日本の動きはロシア側の対日懸念を強めることになり、ロシアも満州における鉄道権益の獲得や防備強化に動くことになった。ただし、日露両国とも対立を表面化させようとはしておらず、あくあまで相互に承認した枠組みのなかで行動していた。それゆえ、対立や不一致は協調関係の枠内に留まっていたといえる。日露協調は辛亥革命への対応を通して“積極的”側面の限界を露呈したが、同時に“消極的”側面が機能していることも示したのである。

第 6 章では、日露の“積極的”協調の一例として、旧四国借款団問題が取り上げられる。旧四国借款団による幣制改革借款の問題が持ち上がると、日露の満州権益が脅かされることになったにもかかわらず、両国の態度は当初一致しなかった。その重要な原因として“門戸開放”原則に対する態度の相違が存在した。日本は、幣制改革借款が日本の満州権益を直接脅かすものでない限り、これを容認せざるを得ないとの立場に立っていたが、ロシアは満州における自国の地位に対する挑戦にはあくまで抵抗する姿勢をみせたのである。その後、満州の独占を企図したと解釈し得る幣制改革借款契約第 16 条の存在が明らかになったことで、日本とロシアは、旧四国借款団の「独占権ヲ破ル」という大義名分を掲げて、共同歩調をとることが可能となった。もともと、第 16 条の修正または削除で満足すべきとする日本と、第 16 条問題を満州から旧四国借款団を排除するための単なる口実とみなすロシアでは、依然として立場が異なっていたが、旧四国借款団側の抵抗と辛亥革命勃発による幣制改革借款問題の後景化により、日露間の相違が表面化することはなかった。1912 年に入って清朝が滅亡し、袁を臨時大總統とする形で南北の妥協が成立すると、幣制改革借款問題に代わり、列国による中華民国政府支援という性格を持つ改革借款の問題が浮上した。日露は対華政策をめぐる異なる態度をとっており、それゆえ改革借款に対しても異なる反応をみせることになる。中国本部への勢力扶植を目論む日本は当初から参加に積極的な態度を示していたのに対し、政治借款を対華交渉上の圧力手段とみなすロシアは改革借款の実現を望まなかったのである。1912 年 3 月に日本が、ロシアとの意思疎通が不十分なまま改革借款への参加を表明したことで、ロシアは予期しない形で孤立することになった。結果、追い込まれたロシアは、改革借款への妨害を断念し、日本に追従する形で借款加入へと方針転換することになった。旧四国借款団問題をめぐる日露提携は実現したものの、それは満州及びモンゴルにおける利害の一致から単純に導かれるものではなかった。

結論では、ここまでの議論がまとめられるとともに、日露協調の“消極的”側面の意義が強調される。“積極的”協調の例とされてきた、満洲中立化や旧四国借款団問題でも、“門戸開放”原則をめぐる態度の違い及び対清・対華政策の違いという障害により、日露協調の“積極的”側面を機能させるのには困難が伴った。しかし、両国にとってより重要だったのは“消極的”側面が維持されていたことだった。日露関係にとって 1907 年から 1914 年の期間は、満州等をめぐる利害の一致に基づく提携関係の時代というより、勢力圏分割と相互抑制による緊張緩和の時代だったというべきだろう、と結論付けられる。

評価

本論文は以下の点で、大きな意義を持つものといえる。まず、当該時期の日露関係の紆余曲折を詳細に明らかにした点があげられる。これまでの日露関係史研究において、本論文の扱う時期は、第一次日露協約から、「実質的な同盟関係」ともいわれる第四次日露協約に至るまで、関係が一直線に改善に向かうプロセスとして描かれることが多かった。しかし、一直線に改善に向かったわけではなく、第三次協約以降も協調関係には“消極的”側面が濃厚に存在しており、この間にも両国に多くの相違があった点を、本論文は詳細に明らかにしている。特に、第二部において満州・モンゴル問題や旧四国借款団に対する日露協調といった具体的な論点に関して、日露間にどのような交渉がもたれていたのかを明らかにした功績は大きいといえる。

第二に、二国間協調を考察する理論面での貢献である。本論文では、二国間協調の持つ“積極的”側面と“消極的”側面を区別し、当時の日露協調には、どちらの側面がより大きいとみなせるのかを考察するアプローチがとられている。この“積極的”側面と“消極的”側面を区別する考え方は、本論文の扱う大半の時期に駐露大使だった本野一郎の発言に由来するということであるが、岡部君自身が指摘する通り、このアプローチは他国の関係分析にも援用可能性があると考えられ、理論的な功績となりうるだろう。

第三に、実証の密度である。本論文では、これまでの先行研究を批判的に検証した上、日露双方の一次史料の突合せを徹底的に行っている。これ自体は外交史研究では当然なされるべきことのはずであるが、これまでの日露関係史の研究の多くは、語学上の制約の問題から、これを十分に行ってきたとはいえない。近年になり、ヤロスラフ・シュラトフや麻田雅文らによってようやくこの空白が埋められつつあるが、本論文は彼らのものに加え、日露関係の未知の側面に光を当て、資料の突合せを行っており、その結果、細部に関する「解像度」は非常に高いレベルに達している。

第四に、それと関連して、ロシアの複数の公文書館で資料調査を行い、(多くは細部しかかわるが)

事実関係の解明を行っている。コロナ禍と引き続くロシア・ウクライナ戦争によって、外国人研究者によるロシアでの現地調査が容易ではない中、モスクワのみならず、サンクトペテルブルク、ウラジオストクの公文書館でも資料調査が行われている点は、それに必要な労力を知る審査委員からは高く評価された。

とはいえ、本論文にも課題は残る。課題に関しては、意見交換において岡部君自身も応答する機会を得たので、それも合わせてここで述べる。第一に、論文構成上の問題として、本論文は1916年の第四次日露協約までを含めず、第一次世界大戦前までで終わっているが、やはり含めるべきであったと考えられる。第四次協約が「事実上の同盟関係」とされるのであれば、協約の“消極的”側面を重視する本論文の主張も、第四次まで含めると修正される可能性もある。この点に関して、岡部君は、この三次と四次の間に第一次世界大戦が勃発し、当事国だったロシアにとっては、考慮すべき要因があまりにも大きく、さしあたり除外せざるを得なかった、との回答があった。

第二に、本論文ではもっぱら両国政府の交渉過程が考察されているが、それぞれの国内での政治過程が明らかにされているとはいいいがたく、国内問題を論じる際は、先行研究に依拠してあっさり述べられていることが多い。それぞれの国内の政治過程と対外交渉過程を組み合わせる論じることができれば、より立体的な論文となりえたであろう。岡部君自身、この点に関してよく認識しており、日本での研究は国内政治過程に関して非常に深く探求されているが、ロシアではこの分野に関して十分な研究検索ができず、満足な考察ができなかったと返答した。

第三に、意義の点でも述べたが、本論文は細部での「解像度」の高さは傑出している半面、議論がときにあまりに細部に入り込み、読者を迷子にさせる時がある。よりすっきりとした叙述になるように努力する余地はあっただろう。

第四に、用語に関して、資料の言葉を引きずられることで、今日では問題のある用語（「中国本部」、鉄道「収用地」など）が散見される。これらは今日一般的な用語に修正されるべきであろう。

第五に、細部に関して、専門家から多くのコメントが寄せられた。戦後処理にはどこまでの交渉が含まれるか、第一次から第二次協約に至る過程でロシア陸軍の認識を重視しているが、その新規性はどこまであるか、第一部は先行研究、特にロシア側研究に依拠する箇所を明記し自らの議論を明確にすべきである、また、門戸開放原則が日本外交をどこまで拘束したといえるかなどである。岡部君からは、これらの点にも応答するとともに、論文を改善する手がかりを得たといえる。

以上のような課題はあるものの、これらは岡部君の論文の価値を大きく損じるものではなく、わが国の日露関係の史的研究として大きな価値を有するものであり、審査員の多くは、本論文は専門家・一般読者に広く読まれる価値のあるものと考え、単著として公刊することを推奨しているほどで

ある。したがって、審査員一同は、本論文が、博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するのに十分値するものと判断し、その旨を法学研究科に報告する次第である。

令和六年十一月三日

主査 慶應義塾大学法学部教授

法学研究科委員・PhD in Politics

大串敦

副査 慶應義塾大学法学部教授

法学研究科委員・博士(政治学)

井上正也

副査 慶應義塾大学名誉教授

法学博士

赤木完爾

副査 早稲田大学政治経済学術院教授

博士(歴史学)、博士(法学)

シュラトフ・ヤロスラフ